

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程

令和7年1月28日 EIC第70128001号
一般財団法人 環境イノベーション情報機構制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付要綱（令和3年2月19日付け環政計発第2102191号。以下「交付要綱」という。）及び地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業実施要領（令和3年2月19日付け環政計発第2102192号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人 環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、次の各号のいずれかにより申請するものとする。
 - 一 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
 - 二 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とする。この場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

- 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により機構に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくなければならない。
- 九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報

告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用

保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 3 機構が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第10条 機構は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。なお、第8条第1項第十四号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 機構は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の2（4）の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で機構の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を機構に提出しなければならない。

（交付決定の解除等）

第14条 機構は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 補助事業者が、別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 機構は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に事業報告書を大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第1項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第1項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第1項第六号の規定に基づく状況報告、第8条第1項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、第8条第1項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第1項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 機構、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は機構が定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

第18条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年1月28日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において機構が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業	公共施設及び公用施設に地域レジリエンス強化に資する再生可能エネルギー設備及び定置用蓄電池、未利用熱活用設備、コージェネレーションシステム並びにそれらの付帯設備（車載型蓄電池 ^{*1} 、充放電設備、高能換気設備、自営線等）等	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合（ただし、車載型蓄電池については、蓄電容量(kWh)の2分の1に4万円、離島の場合は3分の2)を乗じて得た額（経済産業省クリーンエネルギー自動車導入促進補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。）を交付額とする。ただし、算出

	の導入を行う事業		<p>された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア) 間接補助事業者が市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）又は同法第281条第1項の特別区（これらの地方公共団体により設けられた組合を含む）（民間企業と共同申請する場合を含む。以下、「市区町村等」という。）であって、太陽光発電設備及び定置用蓄電池又はコージェネレーションシステムの導入事業の場合</p> <p>2分の1（電気事業法（昭和39年法律第170号）において離島となる区域においては、3分の2）</p> <p>(イ) 間接補助事業者が市区町村等であって、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー設備又は未利用熱活用設備の導入事業の場合</p> <p>3分の2</p> <p>(ウ) 間接補助事業者が都道府県又は指定都市（民間企業と共同申請する場合を含む。）の場合</p> <p>3分の1^{※2}</p>

※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電可能なもので、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備を導入し、従来車両から買換え（リースを含む）をするものに限る。

※2 都道府県又は指定都市が公共施設に太陽光発電設備を導入する場合は、民間企業を活用した導入方式に限る。ただし、令和4年度当初予算以前の本補助金で2号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業）を完了又は着手し、継続して1号事業（地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）を実施する場合及び令和4年度当初予算以前の本補助金で1号事業に着手し、2年目を令和4年度補正予算以降の本補助金で実施する場合はその限りではない。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合には請負費又は委託

事務費	事務費		<p>料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="461 792 528 891">号</th> <th data-bbox="528 792 1174 891">区 分</th> <th data-bbox="1174 792 1388 891">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="461 891 528 983">1</td> <td data-bbox="528 891 1174 983">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1174 891 1388 983">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 983 528 1077">2</td> <td data-bbox="528 983 1174 1077">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1174 983 1388 1077">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="461 1077 528 1173">3</td> <td data-bbox="528 1077 1174 1173">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1174 1077 1388 1173">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金、報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。

		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	--------------	--	--

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- (1) 地域防災計画において、避難施設又は防災施設として位置付けている公共施設（位置付ける予定の公共施設を含む。）又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき公共施設であること
- (2) 導入するすべての再生可能エネルギー設備等について、以下の要件を満たす設備であること
 - a 平時及び災害時において、導入した施設で自家消費すること
 - b 災害時において、導入した施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること
- (3) 補助対象設備を導入する施設が、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であること
 - a. 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
 - b. 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
 - c. 耐震改修整備を実施した建築物
 - d. 事業完了までに耐震改修整備を完了する建築物
- (4) 補助対象設備を導入する施設について、以下の全てを満たすこと
 - a 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ・災害対策基本法で想定している災害に対する避難施設等であること
 - ・地方公共団体が作成する業務継続計画に、災害発生から概ね3日以内に業務継続が必要とされる施設
 - b 地方公共団体が作成するハザードマップに該当しない施設であること（ただし、浸水被害危険性地域、土砂災害警戒区域等である場合には、発災時にも設備を稼働させるための措置を講じることにより対象）
- (5) CO₂削減が図れるものであること
- (6) 再生可能エネルギー設備等の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。最新の「事業計画策定ガイドライン」（資源エネルギー庁）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置が講じられるものであること
- (7) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度による売電を行わないこと
- (8) 国土強靱化地域計画が策定されていること

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体
- イ 民間企業（地方公共団体と共同申請する者に限る）

3 維持管理

補助事業により導入した取得財産等は、第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

6 補助対象設備

- ① 再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備及びコージェネレーションシステム
- ② 定置用蓄電池（自然変動型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等）を導入する場合は必須）
- ③ 省エネルギー設備（①の設備と併せて導入する場合に限る）
- ④ 上記に付帯する設備（車載型蓄電池、充放電設備、充電設備、自営線等）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1-1 実施計画書（単独・共同申請用）

別紙1-2 実施計画書（連名申請用）

別紙2-1 経費内訳（太陽光発電設備）

別紙2-2 経費内訳（太陽光発電以外の再エネ発電設備、再エネ熱利用設備、未利用熱利用設備又はCGS）

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 名称変更等報告書（第8条関係）

様式第10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第11 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第12 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1-1 実施報告書（単独・共同申請用）

別紙1-2 実施報告書（連名申請用）

別紙2-1 経費所要額精算調書（太陽光発電設備）

別紙2-2 経費所要額精算調書（太陽光発電以外の再エネ発電設備、再エネ熱利用設備、未利用熱利用設備又はCGS）

様式第13 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第14 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第15 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第16 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）

様式第17 事業報告書（第16条関係）

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
交付申請書

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。同第二号の規程に基づき共同で申請する場合は、共同事業者連名で申請すること。

2 規程第3条第3項第二号の規程に基づき共同で申請する場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに、「6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を列記すること。「2 補助金交付申請額」は、内訳として申請者ごとに金額を記載すること。

3 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。

4 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙1-1(単独・共同申請用)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 実施計画書

<p>事業名 *事業内容を表した固有の名称とすること</p>					
<p>事業実施の団体名 *共同事業者がいるときは代表事業者を記入すること</p>					
<p>事業実施の担当者</p>	<p>代表者 *応募申請書の申請者名(代表者名)を記入すること</p>				
	<p>氏名</p>	<p>事業者名・役職名</p>		<p>所在地(住所)</p>	
				〒	
	<p>電話番号</p>	<p>FAX 番号</p>	<p>電子メールアドレス</p>		
	<p>担当者 *事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること(社外コンサルタント等は不可)</p>				
	<p>氏名</p>	<p>事業者名・役職名</p>		<p>所在地(住所)</p>	
				〒	
	<p>電話番号</p>	<p>FAX 番号</p>	<p>電子メールアドレス</p>		
<p>事業の主たる実施場所 *実際に補助事業を行う場所(施設名・住所)を記入すること</p>					
<p>共同事業者</p>	<p>団体等の名称</p>	<p>責任者</p>			
		<p>氏名</p>	<p>役職名</p>	<p>電話番号 FAX 番号</p>	<p>電子メールアドレス</p>

< 1. 事業の目的・概要 >

【目的】

* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

【概要】

* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入すること

< 2. 導入施設 >

【補助対象設備を導入する施設の防災拠点等としての機能】

(1) 施設の防災目的

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 広域防災拠点
- 防災拠点
- 避難施設 ※指定避難所であること

(2) 地域防災計画等の策定状況について、以下のいずれかの状態であること

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

(3) 施設の名称及び収容人数

- ・ 施設名称： _____
- ・ 避難場所の収容人数： _____人 (避難施設のみ) ※人数が確認できる資料を添付すること
- ・ 避難場所がある基礎自治体の人口： _____人
- ・ 人口に対する収容人数の割合： 収容人員/基礎自治体の人口 = _____%

(4) 自家発電設備

〈 該当する場合チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 既に自家発電設備が設置されている。(今回、自家発電設備を設置する予定である。)

【補助対象設備を導入する施設の地方公共団体の業務継続計画の策定状況と機能】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 業務継続計画で対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 業務継続計画で対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

〈 予め定めた施設の機能について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- 電気、水、食料等の確保
- 非常時優先業務
- その他 ()

【災害時に稼働する建物機能(広域防災拠点・防災拠点・避難施設等)のエリアの床面積合計】

- $\underline{\quad\quad\quad} \text{m}^2$
- ※ 例：避難施設の場合は避難スペースとして指定しているエリア
- ※ 面積が確認できる建物平面図等を添付すること
- ※ 添付する図面には特定負荷が稼働するエリアを明示すること

【補助対象設備を導入する施設の耐震性について】

〈 以下 該当するいずれかのものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
(建築確認年月日： 年 月 日)
- 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物
(建築確認年月日： 年 月 日) ※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 耐震改修整備を実施した建築物(耐震改修完了年月日： 年 月 日)
※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物(耐震改修完了予定年月日： 年 月 日)

【補助対象設備を導入する施設の地域特性について】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- ① 土砂災害
- 土砂災害警戒区域等でない。
- 土砂災害警戒区域等だが、土砂災害対策等により設備を稼働させるための措置を講じる。
土砂災害時にも設備を稼働させるための措置が講じると判断できる根拠
(土砂災害対策を実施している場合は、その内容と実施時期)：
※設備を稼働させるための措置が講じると判断できる資料を添付すること
- ② 浸水被害
- 浸水被害危険性地域に想定される地域でない。
- 浸水被害危険性地域に想定される地域だが、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じる。
想定される最大浸水深： m
補助対象設備の設置予定場所：
浸水時にも設備を稼働させるための措置：
※図面等を添付し説明すること

*地方公共団体が作成するハザードマップを添付すること

< 3. 設備導入の区分 >

〈 本事業で導入する補助対象設備について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること
複数回答可 〉

- 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用熱エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム等・・・a
- 省エネルギー設備（上記①の設備と併せて導入する場合に限る）・・・b
- 上記 a 及び b に付帯する設備(上記 a 及び b の設備と併せて導入する設備)

< 4. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

① 概要

- * 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮でき、災害時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること
- * 補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）
- * 更新前の設備について記入し、補助対象となる設備との関係を明示すること
- * システムの全体像が分かる資料（システム図）を添付すること
- * 対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること
(停電時に設備を稼働させる電源等を確保する等)
- * 「別添1 導入量算出表」を活用するなどし、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

② 平時及び災害時における役割

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

本補助金の交付を受けて導入する再生可能エネルギー設備等について、以下の要件（a および b）を満たす設備である。

- a 平時及び災害時において、導入する施設で自家消費すること
- b 災害時において、導入する施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること

(イ) 平時の役割

- * 平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果（利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等）を記入すること
- * 継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

(ロ) 災害時の役割

- * 災害時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」と併せて災害時の役割・機能を示すこと

③ 事業実施場所の地図・現地見取り図

- * 事業実施位置が分かる地図（縮尺を明示）・現地見取り図を添付すること

④ 設備導入により発生するエネルギーに係る供給エネルギーの使途に関する事項

- *設備導入により発生するエネルギーについて、供給先のエネルギーの使途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記入すること
- *その際、エネルギー需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力または省エネ設備による負荷が過大でないことを示すこと
- *蓄電池導入の場合は平時の充放電のタイミングと量（割合）を示すこと

【補助対象設備の耐震クラス】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本補助金の交付を受けて導入する設備等については、『建築設備耐震設計・施工指針』（監修独立行政法人建築研究所）等に基づき、評価・施工を実施します。
- 補助対象設備（省エネルギー設備を除く）の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置します。

【設備の導入実績】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 当該自治体内で補助対象設備を初めて導入する
- 当該自治体内で他の施設には補助対象設備を導入したことがあり、当該施設には新たに設備を導入する
- 上記のいずれにも該当しない

< 5. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、費用対効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2排出量削減効果等集計表」のとおり

- *事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること
- *確実に効果を発揮できる削減量を算出すること
- *CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）において使用するExcelファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」等を参考に算出すること
- *ランニングコスト削減額はエネルギー料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

- *事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告をする必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること
- *CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

□事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

※CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可

< 6. 事業の普及性 >

*事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)
*当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策(他施設や他の自治体への水平展開等)について、具体的に記入すること

< 7. 事業の実施体制 >

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

*設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤枠で囲うこと

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

*事業の内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記入すること

【資金計画】

	金額	備考
補助金交付希望額 (=補助金所要額)	円	
借入金	円	
自己資金	円	
総事業費	円	

*事業に要する経費(総事業費)を支払うための資金の調達額・調達先(予定を含む。)などを記入すること

*民間企業の場合、原則として税抜金額を記入すること

〈以下 該当する場合は、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用する予定である。
- その他の地方債を活用する予定である。
活用する地方債名 ()

< 8. 災害時の再エネ設備等の運用体制 >

*災害時に再生可能エネルギー設備等が確実に稼働し、施設内にエネルギー供給を実施するための運用方法について、具体的に(平時からの設備稼働マニュアルの整備や設備稼働訓練の実施等も含めて)記載すること。

< 9. 事業実施に関連する事項 >

【事前検討の実施】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 申請後の辞退・中止に至らぬよう、事前検討を十分に行った。
- (民間企業の場合) 事前検討を十分に行い申請後の辞退・中止に至らぬよう、地方公共団体との整合を確実にを行った。

【他の補助金との関係】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

※本補助金の交付を受ける際に他の補助金の交付について辞退が必要となる場合がある

- 当該補助金以外の国の補助金等に応募している、又は応募を予定している。
応募している又は応募を予定している補助金の名称：
- 該当なし

【固定価格買取制度】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

- 事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要である。
調整の進捗状況：
- *水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整など
- 該当なし

【環境等への影響に関する事項】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。

対策の内容：

*例えば、地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版（平成30年3月 環境省水・大気環境局）」に即して実施し地盤沈下の恐れがない、バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば地下水汚染防止に留意して適切に行う、バイオマス熱利用や発電設備において地下水汚染の防止策を講じるなど

該当なし

【国土強靱化地域計画】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

申請者または共同申請者である地方公共団体において、国土強靱化地域計画を策定されている。

【国の施策への取組状況】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

① 実施対象施設・申請者または共同申請者について

- 実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置づけられている。
- 申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である。
- 実施対象施設がクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に位置づけられている。
- 実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。
- 申請者または共同申請者が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。
- 分散型エネルギーインフラプロジェクトにおけるマスタープランに位置づけられている事業である。
- 申請者または共同申請者が福島県内の地方公共団体である。
- 実施対象施設が半島振興法第2条において半島振興対策実施地域として指定されている。
- 実施対象施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定する過疎地域である。
- 地域防災計画等にて感染症流行時の避難所運営のあり方について、具体的に記載している。
- 申請者または共同申請者において、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、区域における総合的な計画（区域施策編）及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めている。
- 気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている。

② 申請者または共同申請者の地球温暖化対策への取組

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定している。
- 1年以内に地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定する予定がある。
- デコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。
- 1年以内にデコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画する予定である。
- 申請者がエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けた場合、該当するグループに属する

企業を含む) である。

③ 脱炭素先行地域および重点対策加速化事業への応募状況

- 申請者または共同申請者が重点対策加速化事業に応募し、かつ、採択されていない地方公共団体である。
- 申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に応募し、かつ、採択されていない地方公共団体である。

*国の施策への取組状況がわかる資料を添付すること

< 10. その他 >

【財政力指数】

財政力指数： (総務省 令和5年度時点)

【導入方式】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- PPA
- リース
- ESCO (シェアード・セイビングス方式)
- エネルギーサービス
- ESCO (ギャランティード・セイビングス方式)
- 自己所有
- その他 ()

注1 各項目の注意書き(*の赤字部分)は削除して、提出すること

注2 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加すること

注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者(設備所有者)が申請すること

注4 本事業の内容について、環境省が地方公共団体等を対象とした説明会等で活用する場合がある。

別紙1-2 (連盟申請用)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 実施計画書

事業名 *事業内容を表した固有の名称とすること					
事業実施の団体名 *共同事業者がいるときは代表事業者を記入すること					
事業実施の担当者	代表者 *応募申請書の申請者名(代表者名)を記入すること				
	氏名	事業者名・役職名		所在地(住所)	
				〒	
	電話番号	FAX番号	電子メールアドレス		
	担当者 *事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること(社外コンサルタント等は不可)				
	氏名	事業者名・役職名		所在地(住所)	
				〒	
	電話番号	FAX番号	電子メールアドレス		
事業の主たる実施場所 *実際に補助事業を行う場所(施設名・住所)を記入すること					
共同事業者	団体等の名称	責任者			
		氏名	役職名	電話番号 FAX番号	電子メールアドレス

事業実施の団体名 <small>*共同事業者がいるときは 代表事業者を記入すること</small>					
事業実施の担当者	代表者 <small>*応募申請書の申請者名（代表者名）を記入すること</small>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	担当者 <small>*事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること（社外コンサルタント等は不可）</small>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
事業の主たる実施場所 <small>*実際に補助事業を行う場所 （施設名・住所）を記入 すること</small>					
共同事業者	団体等の名称	責任者			
		氏名	役職名	電話番号 FAX 番号	電子メール アドレス

< 1. 事業の目的・概要 >

【目的】

* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

【概要】

* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入すること

< 2. 導入施設 >

【補助対象設備を導入する施設の防災拠点等としての機能】

(1) 施設の防災目的

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 広域防災拠点
- 防災拠点
- 避難施設 ※指定避難所であること

(2) 地域防災計画等の策定状況について、以下のいずれかの状態であること

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

(3) 施設の名称及び収容人数

- ・ 施設名称： _____
- ・ 避難場所の収容人数： _____人 (避難施設のみ) ※人数が確認できる資料を添付すること
- ・ 避難場所がある基礎自治体の人口： _____人
- ・ 人口に対する収容人数の割合： 収容人員/基礎自治体の人口 = _____%

(4) 自家発電設備

〈 該当する場合チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 既に自家発電設備が設置されている。(今回、自家発電設備を設置する予定である。)

【補助対象設備を導入する施設の地方公共団体の業務継続計画の策定状況と機能】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 業務継続計画で対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 業務継続計画で対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

〈 予め定めた施設の機能について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- 電気、水、食料等の確保
- 非常時優先業務
- その他 ()

【災害時に稼働する建物機能(広域防災拠点・防災拠点・避難施設等)のエリアの床面積合計】

- m²
- ※ 例： 避難施設の場合は避難スペースとして指定しているエリア
- ※ 面積が確認できる建物平面図等を添付すること
- ※ 添付する図面には特定負荷が稼働するエリアを明示すること

【補助対象設備を導入する施設の耐震性について】

〈 以下 該当するいずれかのものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
(建築確認年月日： 年 月 日)
- 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物
(建築確認年月日： 年 月 日) ※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 耐震改修整備を実施した建築物(耐震改修完了年月日： 年 月 日)
※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物(耐震改修完了予定年月日： 年 月 日)

【補助対象設備を導入する施設の地域特性について】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- ①土砂災害
- 土砂災害警戒区域等でない。
- 土砂災害警戒区域等だが、土砂災害対策等により設備を稼働させるための措置を講じる。
土砂災害時にも設備を稼働させるための措置が講じると判断できる根拠
(土砂災害対策を実施している場合は、その内容と実施時期)：
※設備を稼働させるための措置が講じると判断できる資料を添付すること
- ② 浸水被害
- 浸水被害危険性地域に想定される地域でない。
- 浸水被害危険性地域に想定される地域だが、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じる。
想定される最大浸水深： m
補助対象設備の設置予定場所：
浸水時にも設備を稼働させるための措置：
※図面等を添付し説明すること

*地方公共団体が作成するハザードマップを添付すること

< 3. 設備導入の区分 >

〈 本事業で導入する補助対象設備について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること
複数回答可 〉

- 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム等・・・a
- 省エネルギー設備（上記①の設備と併せて導入する場合に限る）・・・b
- 上記 a 及び b に付帯する設備(上記 a 及び b の設備と併せて導入する設備)

< 4. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

① 概要

- * 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮でき、災害時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること
- * 補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）
- * 更新前の設備について記入し、補助対象となる設備との関係を明示すること
- * システムの全体像が分かる資料（システム図）を添付すること
- * 対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること
(停電時に設備を稼働させる電源等を確保する等)
- * 「別添1 導入量算出表」を活用するなどし、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

② 平時及び災害時における役割

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本補助金の交付を受けて導入する再生可能エネルギー設備等について、以下の要件（a および b）を満たす設備である。
 - a 平時及び災害時において、導入する施設で自家消費すること
 - b 災害時において、導入する施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること

(イ) 平時の役割

- * 平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果（利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等）を記入すること
- * 継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

(ロ) 災害時の役割

- * 災害時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」と併せて災害時の役割・機能を示すこと

③ 事業実施場所の地図・現地見取り図

- * 事業実施位置が分かる地図（縮尺を明示）・現地見取り図を添付すること

④ 設備導入により発生するエネルギーに係る供給エネルギーの使途に関する事項

- *設備導入により発生するエネルギーについて、供給先のエネルギーの使途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記入すること
- *その際、エネルギー需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力または省エネ設備による負荷が過大でないことを示すこと
- *蓄電池導入の場合は平時の充放電のタイミングと量（割合）を示すこと

【補助対象設備の耐震クラス】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本補助金の交付を受けて導入する設備等については、『建築設備耐震設計・施工指針』（監修独立行政法人建築研究所）等に基づき、評価・施工を実施します。
- 補助対象設備（省エネルギー設備を除く）の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置します。

【設備の導入実績】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 当該自治体内で補助対象設備を初めて導入する
- 当該自治体内で他の施設には補助対象設備を導入したことがあり、当該施設には新たに設備を導入する
- 上記のいずれにも該当しない

< 5. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、費用対効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2排出量削減効果等集計表」のとおり

- *事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること
- *確実に効果を発揮できる削減量を算出すること
- *CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）において使用するExcelファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」等を参考に算出すること
- *ランニングコスト削減額はエネルギー料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

- *事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告をする必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること
- *CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

□事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

※CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可

< 6. 事業の普及性 >

*事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)
*当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策(他施設や他の自治体への水平展開等)について、具体的に記入すること

< 7. 事業の実施体制 >

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

*設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤枠で囲うこと

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

*事業の内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記入すること

*事業の完了(支払まで)が令和6年1月31日であることを留意すること

【資金計画】

	金額	備考
補助金交付希望額 (=補助金所要額)	円	
借入金	円	
自己資金	円	
総事業費	円	

*事業に要する経費（総事業費）を支払うための資金の調達額・調達先（予定を含む。）などを記入すること

*民間企業の場合、原則として税抜金額を記入すること

〈以下 該当する場合は、チェックマーク(レ点)を入れること〉

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用する予定である。

その他の地方債を活用する予定である。

活用する地方債名（ ）

< 8. 災害時の再エネ設備等の運用体制 >

*災害時に再生可能エネルギー設備等が確実に稼働し、施設内にエネルギー供給を実施するための運用方法について、具体的に（平時からの設備稼働マニュアルの整備や設備稼働訓練の実施等も含めて）記載すること。

< 9. 事業実施に関連する事項 >

【事前検討の実施】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

申請後の辞退・中止に至らぬよう、事前検討を十分に行った。

(民間企業の場合) 事前検討を十分に行い申請後の辞退・中止に至らぬよう、地方公共団体との整合を確実にを行った。

【他の補助金との関係】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

※本補助金の交付を受ける際に他の補助金の交付について辞退が必要となる場合がある

当該補助金以外の国の補助金等に応募している、又は応募を予定している。

応募している又は応募を予定している補助金の名称：

該当なし

【固定価格買取制度】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要である。

調整の進捗状況：

*水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整など

該当なし

【環境等への影響に関する事項】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。

対策の内容：

*例えば、地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版（平成30年3月 環境省水・大気環境局）」に即して実施し地盤沈下の恐れがない、バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば地下水汚染防止に留意して適切に行う、バイオマス熱利用や発電設備において地下水汚染の防止策を講じるなど

該当なし

【国土強靱化地域計画】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

申請者または共同申請者である地方公共団体において、国土強靱化地域計画を策定されている。

【国の施策への取組状況】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

① 実施対象施設・申請者または共同申請者について

- 実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置づけられている。
- 申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である。
- 実施対象施設がクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に位置づけられている。
- 実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。
- 申請者または共同申請者が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。
- 分散型エネルギーインフラプロジェクトにおけるマスタープランに位置づけられている事業である。
- 申請者または共同申請者が福島県内の地方公共団体である。
- 実施対象施設が半島振興法第2条において半島振興対策実施地域として指定されている。
- 実施対象施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定する過疎地域である。
- 地域防災計画等にて感染症流行時の避難所運営のあり方について、具体的に記載している。
- 申請者または共同申請者において、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、区域における総合的な計画（区域施策編）及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めている。
- 気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている。

② 申請者または共同申請者の地球温暖化対策への取組

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定している。
- 1年以内に地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定する予定がある。
- デコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。
- 1年以内にデコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画する予定である。
- 申請者がエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けた場合、該当するグループに属する

企業を含む) である。

③ 脱炭素先行地域および重点対策加速化事業への応募状況

- 申請者または共同申請者が重点対策加速化事業に応募し、かつ、採択されていない地方公共団体である。
- 申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に応募し、かつ、採択されていない地方公共団体である。

*国の施策への取組状況がわかる資料を添付すること

< 10. その他 >

【財政力指数】

財政力指数： (総務省 令和5年度時点)

【導入方式】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- PPA
- リース
- ESCO (シェアード・セイビングス方式)
- エネルギーサービス
- ESCO (ギャランティード・セイビングス方式)
- 自己所有
- その他 ()

注1 各項目の注意書き(*の赤字部分)は削除して、提出すること

注2 記載欄が足りない場合は、適宜行を追加すること

注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者(設備所有者)が申請すること

注4 本事業の内容について、環境省が地方公共団体等を対象とした説明会等で活用する場合がある。

別紙2[交付] 事業年度： [選択]

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
【経費内訳（太陽光発電設備用シート）】

施設名： 補助率： [選択]

申請者の区分： [選択] 会計区分： [選択] ※申請者の区分が地方公共団体の場合は該当する会計区分を選択すること（地方公共団体以外の場合は“—”を選択）

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」の選択結果： [選択] 累計CO2削減量(施設合計)：

※「別添2-1 CO2排出量削減効果等集計表<車載型蓄電池を含まない>」の「累計CO2削減量(合計)」の数値を転記すること

省エネ設備同時導入(LED照明、高効率空調等)の有無：
 (有る場合は右のセルのプルダウンから☑を選択)

<EV車金額を除いた経費>

所要経費	(1) 総事業費 ※補助対象外経費を含んだ金額を記入すること ⇒自動参照：経費内訳表(別シート)	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2) ⇒自動計算	(4) 補助対象経費支出予定額 ⇒自動参照：下表[(4)補助対象経費支出予定額の内訳]
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
	(5) 基準額 ※採択された応募申請書の「補助基本額」を転記すること	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(8) 補助金所要額 ※(7)×補助率(千円未満切り捨て) ⇒自動計算
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
(4) - (8) 地方負担額 (申請者が地方公共団体の場合のみ) ⇒自動計算				<input type="text"/> 円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目	細分	金額(円)	積算内訳
工事費・本工事費	材料費	0	⇒自動参照：経費内訳表(別シート)
同	労務費	0	
同	直接経費	0	
同	共通仮設費	0	
同	現場管理費	0	
同	一般管理費	0	
工事費・付帯工事費	—	0	
工事費・機械器具費	—	0	
工事費・測量及試験費	—	0	
設備費	—	0	
業務費	—	0	
事務費	—	0	
小計	⇒自動計算	0	
消費税	⇒自動計算		
合計	⇒自動計算		

<EV車金額を含んだ経費> ※EV車導入がない場合は下表各欄“0”を入力

所要経費	(9) EV車金額 ※総事業費＝補助対象経費支出予定額	蓄電池容量(合計)	(10) EV車の補助金所要額 ※蓄電池容量×1/2×4万円 ※離島：蓄電池容量×2/3×4万円	(11) 補助対象経費支出予定額合計 ※(4)+(9) ⇒自動計算
	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> kWh	<input type="text"/> 円	<input type="text"/> 円
	メーカー名・車種名 ※2車種以上の場合は別途リスト作成添付のこと	(12) 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金交付額(合計)	(13) EV車補助金所要額 ※(10)と(12)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(14) 補助金所要額合計 ※(8)+(13)の合計 ⇒自動計算
	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円	0 円	<input type="text"/> 円
(11) - (14) 地方負担額 (申請者が地方公共団体の場合のみ) ⇒自動計算				<input type="text"/> 円

(注) 記入した金額の根拠資料を添付すること

別紙2[交付] 事業年度: [選択]

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
【経費内訳（太陽光以外の再エネ発電設備、再エネ熱利用設備、未利用熱活用設備、CGS用シート）】

施設名: 補助率: [選択]

申請者の区分: [選択] 会計区分: [選択] ※申請者の区分が地方公共団体の場合は該当する会計区分を選択すること（地方公共団体以外の場合は“—”を選択）

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」の選択結果: [選択] 累計CO2削減量(施設合計):

※「別添2-1 CO2排出量削減効果等集計表<車載型蓄電池を含まない>」の「累計CO2削減量(合計)」の数値を転記すること

<EV車金額を除いた経費>

所要経費	(1) 総事業費 <small>※補助対象外経費を含んだ金額を記入すること ⇒自動参照：経費内訳表(別シート)</small>	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 <small>※(1)-(2) ⇒自動計算</small>	(4) 補助対象経費支出予定額 <small>⇒自動参照：下表[(4)補助対象経費支出予定額の内訳]</small>
	円	円	円	0 円
	(5) 基準額 <small>※採択された応募申請書の「補助基本額」を転記すること</small>	(6) 選定額 <small>※(4)と(5)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算</small>	(7) 補助基本額 <small>※(3)と(6)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算</small>	(8) 補助金所要額 <small>※(7)×補助率(千円未満切り捨て) ⇒自動計算</small>
	円	円	円	円
(4) - (8) 地方負担額 <small>(申請者が地方公共団体の場合のみ) ⇒自動計算</small>				円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目	細分	金額(円)	積算内訳
工事費・本工事費	材料費	0	⇒自動参照：経費内訳表(別シート)
同	労務費	0	
同	直接経費	0	
同	共通仮設費	0	
同	現場管理費	0	
同	一般管理費	0	
工事費・付帯工事費	—	0	
工事費・機械器具費	—	0	
工事費・測量及試験費	—	0	
設備費	—	0	
業務費	—	0	
事務費	—	0	
小計 ⇒自動計算			
消費税 ⇒自動計算			
合計 ⇒自動計算		0	

<EV車金額を含んだ経費> ※EV車導入がない場合は下表各欄“0”を入力

所要経費	(9) EV車金額 <small>※総事業費＝補助対象経費支出予定額</small>	蓄電池容量(合計)	(10) EV車の補助金所要額 <small>※蓄電池容量×1/2×4万円 ※離島：蓄電池容量×2/3×4万円</small>	(11) 補助対象経費支出予定額合計 <small>※(4)+(9) ⇒自動計算</small>
	円	kWh	円	0 円
	メーカー名・車種名 <small>※2車種以上の場合は別途リスト作成添付のこと</small>	(12) 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金交付額(合計)	(13) EV車補助金所要額 <small>※(10)と(12)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算</small>	(14) 補助金所要額合計 <small>※(8)+(13)の合計 ⇒自動計算</small>
		円	0 円	円
(11) - (14) 地方負担額 <small>(申請者が地方公共団体の場合のみ) ⇒自動計算</small>				円

(注) 記入した金額の根拠資料を添付すること

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）を下記のとおり変更したいので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請し
ます。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す
る法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和
30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

（1）責任者の所属部署・職名・氏名

（2）担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
同第二号の規程に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で申請すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規程に基づき交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。「1 補助変更申請額」は、内訳として申請者ごとに金額を記載すること。
- 3 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 4 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）については、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付要綱（令和5年12月25日 環地域事発第2312252号）、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業実施要領（令和5年12月25日 環地域事発第2312252号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者がP0ファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般財団法人 環境イノベーション情報機構に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般財団法人 環境イノベーション情報機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）については、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円	
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円	
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円	
- 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付要綱（令和3年2月19日付け環政計発第2102191号）、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業実施要領（令和3年2月19日付け環政計発第2102192号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 補助事業者がP0ファイナンス(本事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資)を活用して本事業を実施した場合の補助事業終了後の一般財団法人 環境イノベーション情報機構に対する補助金請求に当たっては、P0ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般財団法人 環境イノベーション情報機構は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金はP0ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑
制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネル
ギー設備等導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第三号の規定により関係
書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関
する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭
和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
同第二号の規程に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で申請すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規程に基づき共同で交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。
 - 3 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
 - 4 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出
抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネ
ルギー設備等導入推進事業）交付規程第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
同第二号の規程に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で申請すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規程に基づき共同で交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。
- 3 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）の遅延について、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事
業）交付規程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。
- 3 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）の遂行状況について、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補
助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推
進事業）交付規程第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

- 1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。報告する表は補助事業者ごとに分けて、記載すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
名称変更等報告書

年 月 日付け 第 号で二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジ
リエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の交付
決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費
等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導
入推進事業）交付規程第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。
- 2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）について、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。

2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」に

ついて申請者全員分を、列記すること。

3 「1 補助金額」及び「2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」は補助事業者ごとに記載すること。

4 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第11(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)取得財産等管理台帳
(令和7年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)交付規程第8条第1項第十四号に規定する財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費(以下「設備取得費」という。)と設備取得費以外の経費(据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。)の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギ
ー設備等導入推進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付資料
(1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
(2) 写真（工程等が分かるもの）
(3) その他参考資料（領収書等含む。）

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。

2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。

3 「1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日」における補助金交付決定額は、内訳として、補助事業者ごとに記載すること。

別紙1-1(単独・共同申請用)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 事業実施報告書

事業名 *事業内容を表した固有の名称とすること					
事業実施の団体名 *共同事業者がいるときは代表事業者を記入すること					
事業実施の担当者	代表者 *応募申請書の申請者名(代表者名)を記入すること				
	氏名	事業者名・役職名			所在地(住所)
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	担当者 *事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること(社外コンサルタント等は不可)				
	氏名	事業者名・役職名			所在地(住所)
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
事業の主たる実施場所 *実際に補助事業を行う場所(施設名・住所)を記入すること					
共同事業者	団体等の名称	責任者			
		氏名	役職名	電話番号 FAX 番号	電子メールアドレス

< 1. 事業の目的・概要 >

【目的】

* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

【概要】

* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入すること

< 2. 導入施設 >

【補助対象設備を導入する施設の防災拠点等としての機能】

(1) 施設の防災目的

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 広域防災拠点
- 防災拠点
- 避難施設 ※指定避難所であること

(2) 地域防災計画等の策定状況について、以下のいずれかの状態であること

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること

- 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。

(位置づけ予定時期：令和 年 月)

(3) 施設の名称及び収容人数

- ・ 施設名称： _____
- ・ 避難場所の収容人数： _____人 (避難施設のみ) ※人数が確認できる資料を添付すること
- ・ 避難場所がある基礎自治体の人口： _____人
- ・ 人口に対する収容人数の割合： 収容人員/基礎自治体の人口 = _____%

(4) 自家発電設備

〈 該当する場合チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 既に自家発電設備が設置されている。(今回、自家発電設備を設置する予定である。)

【補助対象設備を導入する施設の地方公共団体の業務継続計画の策定状況と機能】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 業務継続計画で対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 業務継続計画で対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

〈 予め定めた施設の機能について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
- 電気、水、食料等の確保
- 非常時優先業務
- その他 ()

【災害時に稼働する建物機能（広域防災拠点・防災拠点・避難施設 等）のエリアの床面積合計】

- _____ m²
- ※ 例： 避難施設の場合は避難スペースとして指定しているエリア
 - ※ 面積が確認できる建物平面図等を添付すること
 - ※ 添付する図面には特定負荷が稼働するエリアを明示すること

【補助対象設備を導入する施設の耐震性について】

〈 以下 該当するいずれかのものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
(建築確認年月日： 年 月 日)
- 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」診断された建築物
(建築確認年月日： 年 月 日) ※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 耐震改修整備を実施した建築物(耐震改修完了年月日： 年 月 日)
※耐震診断結果が分かる書類を添付すること
- 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物(耐震改修完了予定年月日： 年 月 日)

【補助対象設備を導入する施設の地域特性について】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

- ①土砂災害
 - 土砂災害警戒区域等でない。
 - 土砂災害警戒区域等だが、土砂災害対策等により設備を稼働させるための措置を講じる。
土砂災害時にも設備を稼働させるための措置が講じると判断できる根拠
(土砂災害対策を実施している場合は、その内容と実施時期)：
※設備を稼働させるための措置が講じると判断できる資料を添付すること
- ② 浸水被害
 - 浸水被害危険性地域に想定される地域でない。
 - 浸水被害危険性地域に想定される地域だが、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じる。
想定される最大浸水深： m
補助対象設備の設置予定場所：
浸水時にも設備を稼働させるための措置：
※図面等を添付し説明すること

*地方公共団体が作成するハザードマップを添付すること

< 3. 設備導入の区分 >

〈 本事業で導入する補助対象設備について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること
複数回答可 〉

- 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備及びコージェネレーションシステム等・・・a
- 省エネルギー設備（上記①の設備と併せて導入する場合に限る）・・・b
- 上記 a 及び b に付帯する設備(上記 a 及び b の設備と併せて導入する設備)

< 4. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

① 概要

- * 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮でき、災害時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること
- * 補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）
- * 更新前の設備について記入し、補助対象となる設備との関係を明示すること
- * システムの全体像が分かる資料（システム図）を添付すること
- * 対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること
(停電時に設備を稼働させる電源等を確保する等)
- * 「別添1 導入量算出表」を活用するなどし、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

② 平時及び災害時における役割

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

本補助金の交付を受けて導入する再生可能エネルギー設備等について、以下の要件（a および b）を満たす設備である。

- a 平時及び災害時において、導入する施設で自家消費すること
- b 災害時において、導入する施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること

(イ) 平時の役割

* 平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果（利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等）を記入すること

* 継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

(ロ) 災害時の役割り

* 災害時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」と併せて災害時の役割・機能を示すこと

③ 事業実施場所の地図・現地見取り図

* 事業実施位置が分かる地図（縮尺を明示）・現地見取り図を添付すること

④ 設備導入により発生するエネルギーに係る供給エネルギーの用途に関する事項

*設備導入により発生するエネルギーについて、供給先のエネルギーの用途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記入すること

*その際、エネルギー需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力または省エネ設備による負荷が過大でないことを示すこと

*蓄電池導入の場合は平時の充放電のタイミングと量（割合）を示すこと

【補助対象設備の耐震クラス】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

本補助金の交付を受けて導入する設備等については、『建築設備耐震設計・施工指針』（監修独立行政法人建築研究所）等に基づき、評価・施工を実施します。

補助対象設備（省エネルギー設備を除く）の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置します。

【設備の導入実績】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

当該自治体内で補助対象設備を初めて導入する

当該自治体内で他の施設には補助対象設備を導入したことがあり、当該施設には新たに設備を導入する

上記のいずれにも該当しない

< 5. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、費用対効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2排出量削減効果等集計表」のとおり

*事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること

*確実に効果を発揮できる削減量を算出すること

*CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）において使用するExcelファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」等を参考に算出すること

*ランニングコスト削減額はエネルギー料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

*事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告をする必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること

*CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

□事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

※CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可

< 6. 事業の普及性 >

*事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)

*当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策(他施設や他の自治体への水平展開等)について、具体的に記入すること

< 7. 事業の実施体制 >

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

*設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤字で囲うこと

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

*事業の内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記入すること

【資金計画】

	金額	備考
補助金交付希望額 (=補助金所要額)	円	
借入金	円	
自己資金	円	
総事業費	円	

*事業に要する経費(総事業費)を支払うための資金の調達額・調達先(予定を含む。)などを記入すること

*民間企業の場合、原則として税抜金額を記入すること

*複数年度事業の申請、複数施設の申請の場合は、年度・施設ごとに分けて資金計画表を作成すること

〈以下 該当する場合は、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を活用する予定である。
- その他の地方債を活用する予定である。
活用する地方債名 ()

< 8. 災害時の再エネ設備等の運用体制 >

*災害時に再生可能エネルギー設備等が確実に稼働し、施設内にエネルギー供給を実施するための運用方法について、具体的に(平時からの設備稼働マニュアルの整備や設備稼働訓練の実施等も含めて)記載すること。

< 9. 事業実施に関連する事項 >

【事前検討の実施】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 申請後の辞退・中止に至らぬよう、事前検討を十分に行った。
- (民間企業の場合) 事前検討を十分に行い申請後の辞退・中止に至らぬよう、地方公共団体との整合を確実にを行った。

【他の補助金との関係】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

※本補助金の交付を受ける際に他の補助金の交付について辞退が必要となる場合がある

- 当該補助金以外の国の補助金等に応募している、又は応募を予定している。
応募している又は応募を予定している補助金の名称：
- 該当なし

【固定価格買取制度】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

- 事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要である。
調整の進捗状況：
- *水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整など
- 該当なし

【環境等への影響に関する事項】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。

対策の内容：

*例えば、地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版（平成30年3月 環境省水・大気環境局）」に即して実施し地盤沈下の恐れがない、バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば地下水汚染防止に留意して適切に行う、バイオマス熱利用や発電設備において地下水汚染の防止策を講じるなど

該当なし

【国土強靱化地域計画】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

申請者または共同申請者である地方公共団体において、国土強靱化地域計画を策定されている。

【国の施策への取組状況】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

①実施対象施設・申請者または共同申請者について

実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置づけられている。

申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である。

実施対象施設がクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に位置づけられている。

実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。

申請者または共同申請者が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。

分散型エネルギーインフラプロジェクトにおけるマスタープランに位置づけられている事業である。

申請者または共同申請者が福島県内の地方公共団体である。

実施対象施設が半島振興法第2条において半島振興対策実施地域として指定されている。

実施対象施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定する過疎地域である。

地域防災計画等にて感染症流行時の避難所運営のあり方について、具体的に記載している。

申請者または共同申請者において、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、区域における総合的な計画（区域施策編）及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めている。

気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている。

②申請者または共同申請者の地球温暖化対策への取組

地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定している。

1年以内に地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定する予定がある。

デコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。

1年以内にデコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画する予定である。

申請者がエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けた場合、該当するグループに属する

別紙1-2 (連名申請用)

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 事業実施報告書

<p>事業名 *事業内容を表した固有の名称とすること</p>					
<p>事業実施の団体名 *共同事業者がいるときは代表事業者を記入すること</p>					
<p>事業実施の担当者</p>	<p>代表者 *応募申請書の申請者名(代表者名)を記入すること</p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地(住所)	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	<p>担当者 *事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること(社外コンサルタント等は不可)</p>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地(住所)	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
<p>事業の主たる実施場所 *実際に補助事業を行う場所(施設名・住所)を記入すること</p>					
<p>共同事業者</p>	<p>責任者</p>				
	<p>団体等の名称</p>	氏名	役職名	電話番号 FAX 番号	電子メールアドレス

事業実施の団体名 <small>*共同事業者がいるときは 代表事業者を記入すること</small>					
事業実施の担当者	代表者 <small>*応募申請書の申請者名（代表者名）を記入すること</small>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
	電話番号	FAX 番号	電子メールアドレス		
	担当者 <small>*事業実施の代表者と同じ地方公共団体又は法人の所属であること（社外コンサルタント等は不可）</small>				
	氏名	事業者名・役職名		所在地（住所）	
					〒
事業の主たる実施場所 <small>*実際に補助事業を行う場所 （施設名・住所）を記入 すること</small>					
共同事業者	団体等の名 称	責任者			
		氏名	役職名	電話番号 FAX 番号	電子メール アドレス

< 1. 事業の目的・概要 >

【目的】

* 平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等の導入の意義や補助対象事業をもとにした今後の発展が期待できるかを記入すること

【概要】

* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入すること

< 2. 導入施設 >

【補助対象設備を導入する施設の防災拠点等としての機能】

(1) 施設の防災目的

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 広域防災拠点
- 防災拠点
- 避難施設 ※指定避難所であること

(2) 地域防災計画等の策定状況について、以下のいずれかの状態であること

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 複数選択可 〉

- 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけている。
(具体的な計画・文書等の名称：) ※根拠となる資料を添付すること
- 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。
(位置づけ予定時期：令和 年 月)

(3) 施設の名称及び収容人数

- ・ 施設名称： _____
- ・ 避難場所の収容人数： _____人 (避難施設のみ) ※人数が確認できる資料を添付すること
- ・ 避難場所がある基礎自治体の人口： _____人
- ・ 人口に対する収容人数の割合： 収容人員/基礎自治体の人口 = _____%

(4) 自家発電設備

〈 該当する場合チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 既に自家発電設備が設置されている。(今回、自家発電設備を設置する予定である。)

< 3. 設備導入の区分 >

〈 本事業で導入する補助対象設備について、以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること
複数回答可 〉

- 防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用熱活用設備及びコージェネレーションシステム等・・・a
- 省エネルギー設備（上記①の設備と併せて導入する場合に限る）・・・b
- 上記 a 及び b に付帯する設備(上記 a 及び b の設備と併せて導入する設備)

< 4. 事業の内容 >

【設備の導入に関する事項】

① 概要

- * 導入する設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記入し、事業を実施することで、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮でき、災害時の事業継続性の向上に寄与する内容について、具体的に記入すること
- * 補助対象となる設備は数量・能力（容量）を漏れなく記入すること（経費内訳と整合していること）
- * 更新前の設備について記入し、補助対象となる設備との関係を明示すること
- * システムの全体像が分かる資料（システム図）を添付すること
- * 対象設備の要件を満たす設備であることを明示すること
(停電時に設備を稼働させる電源等を確保する等)
- * 「別添1 導入量算出表」を活用するなどし、設備等の規模が合理的かつ妥当な規模であることを示すこと

② 平時及び災害時における役割

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

- 本補助金の交付を受けて導入する再生可能エネルギー設備等について、以下の要件（a および b）を満たす設備である。
 - a 平時及び災害時において、導入する施設で自家消費すること
 - b 災害時において、導入する施設で使用する特定のエネルギー量を確保するとともに、自立的に稼働する機能を有すること

(イ) 平時の役割

- * 平時における温室効果ガス排出抑制効果、平時の用途、副次的効果（利用者の快適性の向上、地域住民の福祉への貢献等）を記入すること
- * 継続的かつ適切な保守管理・活用をしていくための方法について記入すること

(ロ) 災害時の役割

- * 災害時における施設等の果たす役割・機能について記入し、「別添1 導入量算出表」と併せて災害時の役割・機能を示すこと

③ 事業実施場所の地図・現地見取り図

- * 事業実施位置が分かる地図（縮尺を明示）・現地見取り図を添付すること

④ 設備導入により発生するエネルギーに係る供給エネルギーの使途に関する事項

- *設備導入により発生するエネルギーについて、供給先のエネルギーの使途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記入すること
- *その際、エネルギー需給バランス等を示し、設備の導入が適していることや対象事業で導入する設備の発電・蓄電能力または省エネ設備による負荷が過大でないことを示すこと
- *蓄電池導入の場合は平時の充放電のタイミングと量（割合）を示すこと

【補助対象設備の耐震クラス】

〈以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること〉

- 本補助金の交付を受けて導入する設備等については、『建築設備耐震設計・施工指針』（監修独立行政法人建築研究所）等に基づき、評価・施工を実施します。
- 補助対象設備（省エネルギー設備を除く）の設置にあたっては、耐震クラス「S」で設置します。

【設備の導入実績】

〈以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること〉

- 当該自治体内で補助対象設備を初めて導入する
- 当該自治体内で他の施設には補助対象設備を導入したことがあり、当該施設には新たに設備を導入する
- 上記のいずれにも該当しない

< 5. 事業効果 >

【事業による直接効果（CO2削減効果、費用対効果、ランニングコスト削減額）】

「別添2 CO2排出量削減効果等集計表」のとおり

- *事業による直接のCO2削減効果（削減量、削減率）とランニングコストの削減効果を記載すること
- *確実に効果を発揮できる削減量を算出すること
- *CO2削減効果は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）において使用するExcelファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」等を参考に算出すること
- *ランニングコスト削減額はエネルギー料金等の削減額と新たに導入した設備のメンテナンスコスト等を合算すること

【事業完了後の設備の維持管理体制及びCO2削減効果計測方法】

- *事業完了日の属する年度の終了後3年間、環境大臣に対してCO2削減効果等に関する報告をする必要がある。事業完了後の設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果の計測方法を具体的に記入し、必要に応じて根拠資料を添付すること
- *CO2削減効果の算定は、原則として推計値ではなく実測値で行うこと

【確認事項】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

□事業開始後に上記のCO2削減効果の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要があるが生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

※CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可

< 6. 事業の普及性 >

*事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)
*当該事業を通じて、今後地域での施策・取組をどのように展開させていくのか、また、地域への貢献策(他施設や他の自治体への水平展開等)について、具体的に記入すること

< 7. 事業の実施体制 >

【事業の実施体制】

「事業の実施体制表」のとおり

*設計・監理・工事のそれぞれについて、契約方式(予定可)を記入のうえ、補助対象経費で実施する部分を赤字で囲うこと

【事業の実施スケジュール】

「事業の実施スケジュール」のとおり

*事業の内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記入すること

*事業の完了(支払まで)が令和6年1月31日であることに留意すること

【資金計画】

	金額	備考
補助金交付希望額 (=補助金所要額)	円	
借入金	円	
自己資金	円	
総事業費	円	

【環境等への影響に関する事項】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

事業実施により発生の恐れがある環境問題等に対策を講じ、問題が起こらないようにします。

対策の内容：

*例えば、地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版（平成30年3月 環境省水・大気環境局）」に即して実施し地盤沈下の恐れがない、バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば地下水汚染防止に留意して適切に行う、バイオマス熱利用や発電設備において地下水汚染の防止策を講じるなど

該当なし

【国土強靱化地域計画】

〈 以下 内容確認の上、チェックマーク(レ点)を入れること 〉

申請者または共同申請者である地方公共団体において、国土強靱化地域計画を策定されている。

【国の施策への取組状況】

〈 以下 該当するものにチェックマーク(レ点)を入れること 〉

①実施対象施設・申請者または共同申請者について

- 実施対象施設が「国土強靱化地域計画」に位置づけられている。
- 申請者または共同申請者が脱炭素先行地域に認定されている地方公共団体である。
- 実施対象施設がクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に位置づけられている。
- 実施対象施設が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。
- 申請者または共同申請者が2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。
- 分散型エネルギーインフラプロジェクトにおけるマスタープランに位置づけられている事業である。
- 申請者または共同申請者が福島県内の地方公共団体である。
- 実施対象施設が半島振興法第2条において半島振興対策実施地域として指定されている。
- 実施対象施設が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条に規定する過疎地域である。
- 地域防災計画等にて感染症流行時の避難所運営のあり方について、具体的に記載している。
- 申請者または共同申請者において、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、区域における総合的な計画（区域施策編）及び地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めている。
- 気候変動適応法第12条に基づき、地域気候変動適応計画を定めている。

②申請者または共同申請者の地球温暖化対策への取組

- 地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定している。
- 1年以内に地球温暖化対策計画（令和3年10月改定）に基づき、地球温暖化対策計画地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定する予定がある。
- デコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画している。
- 1年以内にデコ活宣言を実施又はデコ活応援団（官民連携協議会）に参画する予定である。
- 申請者がエコ・ファースト認定企業（グループで認定を受けた場合、該当するグループに属する

別紙2 [完了]

事業年度： [選択] _____

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
【経費内訳（太陽光発電設備用シート）】

施設名： _____ 補助率： [選択] _____

申請者の区分： [選択] _____ 会計区分： [選択] _____ ※申請者の区分が地方公共団体の場合は該当する会計区分を選択すること（地方公共団体以外の場合は“-”を選択）

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」の選択結果： [選択] _____ 省エネ設備同時導入(LED照明、高効率空調等)の有無： _____ (有る場合は右のセルのプルダウンから☑を選択)

※民間企業による申請の場合は、原則として消費税を計上しない

<EV車金額を除いた経費>

所要経費	(1) 総事業費 ※補助対象外経費を含んだ金額を記入すること ⇒自動参照：経費内訳表(別シート)	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2) ⇒自動計算	(4) 補助対象経費支出予定額 ⇒自動参照：下表【(4)補助対象経費支出予定額の内訳】
	0 円	円	0 円	0 円
	(5) 基準額 ※交付決定時の「補助基本額」を転記すること	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(8) 補助金所要額 ※(7)×補助率(千円未満切り捨て) ⇒自動計算
	円	円	円	円
(9) 補助金交付決定額 ※交付決定時の「補助金所要額」を転記すること	(10) 過不足額 ※(9)-(8) ⇒自動計算			地方負担額（申請者が地方公共団体の場合のみ）※(4)-(8) ⇒自動計算
円	円			円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目	細分	金額(円)	積算内訳
工事費・本工事費	材料費	0	⇒自動参照：経費内訳表(別シート)
同	労務費	0	
同	直接経費	0	
同	共通仮設費	0	
同	現場管理費	0	
同	一般管理費	0	
工事費・付帯工事費	—	0	
工事費・機械器具費	—	0	
工事費・測量及試験費	—	0	
設備費	—	0	
業務費	—	0	
事務費	—	0	
小計	⇒自動計算		
消費税	⇒自動計算		
合計	⇒自動計算	0	

<EV車金額を含んだ経費> ※EV車導入がない場合は下表各欄"0"を入力

所要経費	(11) EV車金額 ※総事業費-補助対象経費支出予定額	蓄電池容量(合計)	(12) EV車の補助金所要額 ※蓄電池容量×1/2×4万円 ※離島：蓄電池容量×2/3×4万円	(13) 補助対象経費支出予定額合計 ※(4)+(11) ⇒自動計算
	円	kWh	円	0 円
	メーカー名・車種名 ※2車種以上の場合は別途リスト作成添付のこと	(14) 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金交付額(合計)	(15) EV車補助金所要額 ※(12)と(14)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(16) 補助金所要額合計 ※(8)+(15)の合計 ⇒自動計算
	円	0 円	円	
				地方負担額（申請者が地方公共団体の場合のみ）※(13)-(16) ⇒自動計算
				円

(注) 記入した金額の根拠資料を添付すること

別紙2 [完了]

事業年度：
[選択]

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
【経費内訳（再エネ熱利用設備、未利用熱活用設備、CGS用シート）】

施設名：

補助率：
[選択]

申請者の区分：
[選択]

会計区分：
[選択]

※申請者の区分が地方公共団体の場合は該当する会計区分を選択すること（地方公共団体以外の場合は“—”を選択）

「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト」の選択結果：[選択]

※民間企業による申請の場合は、原則として消費税を計上しない

<EV車金額を除いた経費>

所要経費	(1) 総事業費 ※補助対象外経費を含んだ金額を記入すること ⇒自動参照：経費内訳表(別シート)	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ※(1)-(2) ⇒自動計算	(4) 補助対象経費支出予定額 ⇒自動参照：下表[(4)補助対象経費支出予定額の内訳]
	0 円	円	0 円	0 円
	(5) 基準額 ※交付決定時の「補助基本額」を転記すること	(6) 選定額 ※(4)と(5)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(7) 補助基本額 ※(3)と(6)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(8) 補助金所要額 ※(7)×補助率(千円未満切り捨て) ⇒自動計算
	円	円	円	円
(9) 補助金交付決定額 ※交付決定時の「補助金所要額」を転記すること	(10) 過不足額 ※(9)-(8) ⇒自動計算			地方負担額（申請者が地方公共団体の場合のみ）※(4)-(8) ⇒自動計算
円	円			円

(4) 補助対象経費支出予定額の内訳

区分・費目	細分	金額 (円)	積算内訳
工事費・本工事費	材料費	0	⇒自動参照：経費内訳表(別シート)
同	労務費	0	
同	直接経費	0	
同	共通仮設費	0	
同	現場管理費	0	
同	一般管理費	0	
工事費・付帯工事費	—	0	
工事費・機械器具費	—	0	
工事費・測量及試験費	—	0	
設備費	—	0	
業務費	—	0	
事務費	—	0	
小計	⇒自動計算		
消費税	⇒自動計算		
合計	⇒自動計算	0	

<EV車金額を含んだ経費> ※EV車導入がない場合は下表各欄“0”を入力

所要経費	(11) EV車金額 ※総事業費=補助対象経費支出予定額	蓄電池容量(合計)	(12) EV車の補助金所要額 ※蓄電池容量×1/2×4万円 ※離島：蓄電池容量×2/3×4万円	(13) 補助対象経費支出予定額合計 ※(4)+(11) ⇒自動計算
	円	kWh	円	0 円
	メーカー名・車種名 ※2車種以上の場合は別途リスト作成添付のこと	(14) 「CEV補助金」の銘柄ごとの補助金交付額(合計)	(15) EV車補助金所要額 ※(12)と(14)を比較して少ない方の額 ⇒自動計算	(16) 補助金所要額合計 ※(8)+(15)の合計 ⇒自動計算
		円	0 円	円
				地方負担額（申請者が地方公共団体の場合のみ）※(13)-(16) ⇒自動計算
				円

(注) 記入した金額の根拠資料を添付すること

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）の令和6年度における実績について、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制
対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギ
ー設備等導入推進事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事
業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。
- 2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。
- 3 「1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日」における補助金の交付決定額は、内訳として補助事業者ごとに記載すること。

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		(5) 翌年度繰越額
(1) 補助対象経費の 区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	
合 計				

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程（平成 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円
（規程第3条第3項第二号の規定に基づき共同で申請した場合は、補助事業者ごとの内訳）

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

番 号
年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
精算（概算）払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）の精算払（概算払）を受けたいので、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。
同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者が各々請求すること。

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）に係る翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の概要

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の概要
- (3) 翌年度における補助事業の概要

2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性

3. 参考資料

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で申請すること。

- 2 規程第3条第3項第二号の規定に基づき交付申請した場合は、申請者全員の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記するとともに「4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等」について申請者全員分を、列記すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時
実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策
事業費等補助金（地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設
備等導入推進事業）について、令和 6 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域
レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業）交
付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について
 - (1) 年度二酸化炭素排出削減量（実績）

 - (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

- 注 1 様式第 16 は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。
- 2 交付規程第 3 条第 3 項第一号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。同第二号の規定に基づき共同で交付申請した場合は、共同事業者連名で報告すること。
 - 3 交付規程第 3 条第 3 項第二号の規定に基づき交付申請した場合は、申請者の住所、氏名又は名称、代表者の職・氏名を列記すること。